

焼津市自治基本条例策定委員会設置要綱

第1章 通則

(設置)

第1条 焼津市自治基本条例（以下「条例」という。）の策定に関し円滑な推進を図るため、焼津市自治基本条例策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 前項の策定委員会の補助組織として、焼津市自治基本条例策定作業部会（以下「作業部会」という。）及び焼津市自治基本条例策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

第2章 委員会

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例に関する調査、研究及び検討に関すること。
- (2) 条例原案の作成に関すること。
- (3) 条例に関する市民からの意見等の調整に関すること
- (4) その他原案の策定に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議等)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(委任)

第7条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第3章 作業部会

(所掌事務)

第8条 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 焼津市自治基本条例を考える市民会議（以下「市民会議」という。）から提出された条例の骨子案について、調整及び検討し、委員会に提出するための必要な事項に関すること。
- (2) 委員会に提出する条例素案の作成に関すること。
- (3) 前号について必要な調査及び検討に関すること。

(組織)

第9条 作業部会は、部会長、副部会長及び委員をもって組織し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(部会長及び副部会長の職務)

第10条 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 部会長及び副部会長は、説明のため委員会に出席するものとする。

(作業部会の会議等)

第11条 作業部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長は会議の議長となる。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第12条 作業部会の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(委任)

第13条 この章に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、作業部会が定める。

第4章 プロジェクトチーム

(所掌事務)

第14条 プロジェクトチームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 作業部会の指示により、条例の素案を策定すること。
- (2) 市民会議との調整に関すること。
- (3) 前2号に関し、必要な調査及び検討をすること。

(組織)

第15条 プロジェクトチームは、作業部会の委員のうちから部会長が指名する。

- 2 プロジェクトチームにリーダー及びサブリーダーをそれぞれ1人置き、プロジェクトチームの構成員の互選により定める。

(リーダー及びサブリーダーの職務)

第16条 リーダーは、プロジェクトチームを代表し、会務を総理する。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(プロジェクトチームの会議等)

第17条 プロジェクトチームは、必要に応じてリーダーが招集し、リーダーは会議の議長となる。

2 リーダーは、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第18条 プロジェクトチームの庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(委任)

第19条 この章に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、プロジェクトチームが定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、条例が制定された日限り、その効力を失う。